

**健康食品の送りつけ商法に新たな手口
現金書留封筒を同封して送りつけ、脅迫めいた口調で支払いを迫る！**

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」等と突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられるという相談に、新しい手口が広がっています。最近では、商品とともに消費者の名前と住所が既に書かれた現金書留封筒を同封して送りつけ、その後電話をかけてきて、代金を郵送するよう消費者に指示する手口が見られます。指示する際には、業者は脅すような口調で支払いを迫り、怖くなった消費者は指示に従いお金を送ってしまいます。

購入するつもりがなければきっぱり断ること、覚えのない商品は受け取りを拒否すること、そして絶対お金を払わないでください。困ったことがあれば消費生活センターに電話してください。また、脅されたら、警察にも電話してください。

1. 主な相談事例

【事例1】現金書留封筒を同封して健康食品を送りつけ、電報を使って支払いを迫る

注文を受けた健康食品を送ると電話がかかってきた。少し前にテレビCMを見て健康食品のサンプルを購入していたので、その業者だと思った。この健康食品はこれ以上購入するつもりがなかったため、キャンセルすると言うと「キャンセルできない。1カ月分は取ってもらう。申込時のやり取りを録音している。裁判にかける。裁判になると36万円支払わないといけない」と言われたため、仕方なく承諾した。商品は送料着払いで届いたので、約1,000円を支払い受け取った。送り主を確認したところ全く知らない業者だった。箱の中には現金書留の封筒が一緒に入っていた。封筒には送り先、私の名前、金額等が既に記入されており、商品代金は約4万円だった。

数日後、業者から電話がかかり、「年金が入ったらすぐに商品代金を支払え」と言われ、昨日は「れんらくください」と書かれた電報も届いた。心配で夜も眠れない。

(相談受付年月：2013年8月、当事者：80歳代、女性、愛媛県)

【事例2】現金書留封筒を同封して健康食品を送りつけ、支払うよう何度も電話をかける

20日ほど前に全く覚えのない業者から商品が宅配便で届いた。箱には健康食品と現金書留封筒が入っていた。業者の連絡先に電話すると「以前電話で注文を受けた。送った健康食品をつくるために10万円以上もかかっている。現金書留にお金を入れて送らないと訴える」と言われたが「注文していない」と言ったら、電話が切れた。どうしたらいいか分からず時間が経過したが、お金

を払っていないことで度々業者から「早く払え」と電話があり怖くなった。

(相談受付年月：2013年8月、当事者：80歳代、女性、秋田県)

【事例3】認知症の高齢者に複数の販売業者から健康食品が送りつけられている

親元に帰省したところ、健康食品（きのこの加工食品）が宅配便にて3箱送付されているのを発見した。うち、2箱については先月、先々月と継続して代金引換の宅配便にて送付されていた。親は認知症だが、合計5万円を支払った形跡がある。残りの1箱については、他の2つと異なる業者であり、同封の現金書留封筒によって代金合計21万円が請求されているが未払いである。どのように対応すべきか。 (相談受付年月：2013年8月、当事者：女性、千葉県)

2. 消費者へのアドバイス

(1) 申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければきっぱり断ってください

申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、「いりません。もう電話しないでください」等と言ってきっぱり断りましょう。

(2) 商品が届いたら…

①断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合、商品を受け取り拒否してください

電話で断ったのに商品が送られてきた場合、配達業者に「受け取りません」と伝えましょう。現金書留封筒を同封して商品を送りつけてくる手口については、もし商品を受け取ってしまった場合、絶対に、お金を郵送しないでください。

②電話で勧誘され承諾してしまった場合、クーリング・オフできます

「申し込んだらろう」と電話で言われ、たとえ断りきれずに承諾したとしても、特定商取引法で定められている書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフをすることができます。また、クーリング・オフ期間の8日間は過ぎても、トラブルが解決できるケースもあります。

(3) 困ったことがあれば、すぐに近くの消費生活センターに電話しましょう

(4) 脅される等恐怖を感じる事があれば、警察にも電話してください

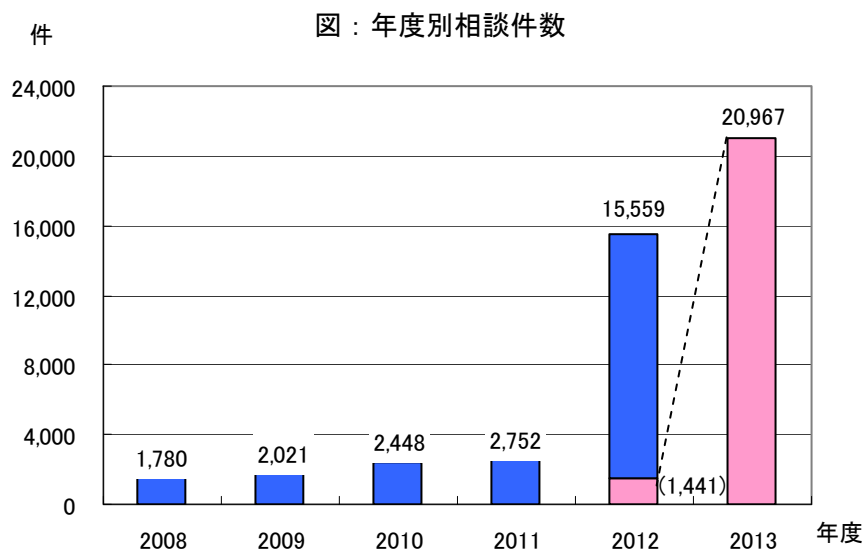
脅される等恐怖を感じるような方法で勧誘された場合は、警察にも電話しましょう。健康食品の送りつけ商法については、業者が摘発されたケースもあります。積極的に警察へ情報提供をしてください（緊急の場合は110番、それ以外は警察相談専用電話（#9110））。

(5) 周りの方へ：高齢者がトラブルにあっていないか見守りましょう

トラブルにあう人のほとんどが高齢者です。周りが高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲も注意し、見守りましょう。普段から健康食品を利用している高齢者も多いので、同居している家族は、高齢者が利用する健康食品の商品名、販売業者、配達される時期等を把握しておくようにしましょう。

[参考資料]PI0-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）^(注1)にみる相談の概要

「健康食品」を申し込んだ覚えがないと断ったのに強引に送りつけられるといった相談^(注2)は、2013年度は20,967件であり、2012年度の同時期の1,441件と比べて14.6倍となっています(図)。(2013年9月10日までの登録分)



^(注1) PI0-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

^(注2) 「健康食品」に関する相談のうち、「ネガティブ・オプション」または「電話勧誘販売」の「販売方法」に関する苦情の件数。